

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の評価の基本的な考え方について

平成30年6月4日決定

地方独立行政法人法第28条の規定にかかる地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価の実施について下記のとおり、「基本的な考え方」を定める。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向けて、法人の中期計画の事業の進捗状況を評定する。
- (2) 県民への説明責任の観点から、評価を通じて、中期目標の達成状況や業務の実施状況を分かりやすく示す。
- (3) 法人の組織・業務運営等に関して改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上に資する。

2 評価の種別

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」を、中期目標期間最後の事業年度直前に「見込評価」を、中期目標期間終了後に「期間実績評価」を実施する。

(1) 年度評価

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項各号に基づき、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行う評価

(2) 見込評価

法第28条第1項第2号に基づき、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後、中期目標の実施状況を次期中期目標に反映させるため、中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況の見込みの調査及び分析をし、その結果を考慮して中期目標期間における中期目標及び中期計画の実施状況の見込み期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行う評価

(3) 期間実績評価

法第28条第1項第3号に基づき、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、その結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行う評価

3 評価の区分

(1) 年度評価

評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況について調査及び分析をし、業務の実績の全体について検証のうえ、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

ア 項目別評価（小項目評価）

中期計画及びそれに基づく年度計画の項目（小項目）ごとに、法人が提出する自己評価を付した各事業年度の業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえ、評価を行う。

イ 項目別評価（大項目評価）

中期計画及びそれに基づく年度計画の項目（大項目）について、小項目評価の結果及び業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえ、評価を行う。

ウ 全体評価

項目別評価の結果及び業務実績の検証を踏まえ、中期計画の進捗状況について総合的に評価を行う。また、必要がある場合は、業務の改善その他の措置の命令を行う。

(2) 見込評価

評価は、当該中期目標の期間の見込みにおける中期目標の達成状況について調査及び分析をし、業務の実績の全体について検証のうえ、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

ア 項目別評価

中期目標の達成状況・成果を中期目標の見込み及びそれに基づく中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行う。

法人が提出する自己評価を付した中期目標期間の見込における業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえ、評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果及び業務実績の検証を踏まえ、中期目標の達成状況と業務実績全体について、総合的に評価を行う。また、必要がある場合は、業務の改善その他の措置の命令を行う。

(3) 期間実績評価

評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況について調査及び分析をし、業務の実績の全体について検証のうえ、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

ア 項目別評価

中期目標の達成状況・成果を中期目標及びそれに基づく中期計画の項目ごとに、法人が自己評価を行う。

法人が提出する自己評価を付した中期目標期間における業務実績に関する報告書を基に、業務実績の検証を踏まえ、評価を行う。

イ 全体評価

項目別評価の結果及び業務実績の検証を踏まえ、中期目標の達成状況と業務実績全体について、総合的に評価を行う。また、必要がある場合は、業務の改善その他の措

置の命令を行う。

(4) 神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会への意見聴取

上記の3の(2)は、法第28条第4項に基づき神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の意見を聴取する。

上記の3(1)及び(3)については、評価を行う際に、評価委員会に、評価対象項目の専門性の高さに鑑みて専門的知見に基づく意見が必要であるとき、また法人による自己評価と知事による評価案が異なる項目等、より適切な評価を行うために専門的知見に基づく意見が必要であるときに、意見聴取をする。

4 その他

この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

また、この「基本的な考え方」については、必要に応じて改正することができる。